

団体減免申請及び園内の利用に関する規則

グリーンパーク活性化共同事業体

1. 減免申請書の手続き

- ・減免申請書は申請書（原本）を響灘緑地グリーンパーク管理事務所まで郵送（または持参）していただき、許可番号を記載することで手続きが終了し減免でのご利用が可能となります。
※許可番号を記載した申請書は FAX で皆様へお返しいたします。

2. 団体入園について

- ・団体でのご利用は、ご利用する皆様が全員で一緒に入園（入園）することをお願いします。その際には、許可番号が記載してある申請書をゲート係員へご提出（またはご提示）ください。
※カンガルー広場や熱帯生態園へもご利用の場合は、最終立ち寄り箇所でご提出をお願いします。

3. 大型バス・マイクロバス等の駐停車について

- ・南ゲートでの大型・中型バスの乗降はご遠慮いただいております。大型バス（マイクロバス含む）は北ゲート団体バス駐車場に駐車し乗降して下さい。
・大型バスの駐車料金対象となるのは 1 1 人乗り以上の車（全長 5 m を超える）となります。

4. ふれあい教室のご利用について

- ・ふれあい教室の予約は小学校のみ対象です。
・ふれあい教室を事前に複数日予約することは出来ません。
・ふれあい教室が雨天等で中止になった場合に、日程延期する場合は改めて予約をして下さい。

5. 園内放送について

- ・迷子などの緊急時は園内放送を行いますが、団体集合の園内放送は行いません。

6. 園内持込禁止について

- ・有料区域内は園内持込禁止されている物品がありますのでご注意ください。
（※グリーンパークホームページ内、園内への持込み禁止物参照）

7. 雨天時のお弁当喫食場所について

- ・野外ステージ（客席部分）や都市緑化センター（ロビー）をご利用ください。このエリアは共有スペースのため占用はご遠慮ください。皆様が譲り合ってのご利用をお願いします。

8. テント及びタープの利用について

- ・園内で利用可能サイズは高さが 2 m 以内のものとなっております。設置区域は大芝生広場内のみとなります。
・設置する際は必ず全ての柱に対してペグ打ちまたはウエイト（1 支柱あたり 15kg 以上）を設置して確実に地面に固定して下さい。設置中は監視者を一人以上配置して下さい。
・強風等の理由で管理事務所から園内放送や口頭で撤去の要請があった場合、速やかに指示に従って下さい。

9. 貸出可能物品等について

- ・貸出物品を利用した場合の準備片付けは申請者が行って下さい。
・貸出物品が故障破損した場合には申請者が修理費等を負担することになります。
・グリーンパークは、申請者の持込み機材の故障破損等の責任を一切負いません。

10. 式典に伴う準備および撤去に伴う園内の車両通行について

- ・開園時間中は車両の侵入および通行は出来ません。開園時間外でも事前に申請をしていただき園内の安全を職員が確認した場合のみ車両の運行ルールに従った進入を許可します。